

日本国自衛隊

番 号
年 月 日

判 断 通 知 書

殿

あなたに対し、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第八条第一項の規定により確認した結果抑留対象者に該当しないと判断したので、同法第九条第一項の規定により通知します。

理 由

上記の判断に同意するときは放免されます。それ以外の場合、抑留資格認定官による抑留対象者に該当するかどうかの認定を受けることができます。

自衛隊

指定部隊長（識別符号）